

お待ちの間に以下のマイナポータルとマイナ免許証の  
連携に関する利用規約を予めお読み下さい



利用規約(マイナポータルとマイナ免許証の連携)

1 目的

本利用規約は、警察庁が管理する運転者管理システムとデジタル庁が管理する情報提供等記録開示システム(以下「マイナポータル」といいます。)を連携(以下「マイナポータル連携」といいます。)し、利用者が以下のサービス(以下「本サービス」といいます。)を利用する上で必要な事項を定めるものです。

- ① 免許情報又は運転経歴情報(以下「免許情報等」といいます。)の確認  
免許情報等をマイナポータル上で確認するサービス
- ② オンライン更新時講習の受講  
免許更新時の更新時講習をオンラインで受講するサービス
- ③ 本籍のオンライン変更  
戸籍電子証明書に関する情報を、警察庁がマイナポータルを通じて指定市区町村から提供を受け、運転者管理システム上で管理する利用者の本籍情報を変更するサービス
- ④ 住所変更ワンストップサービス等  
住所、氏名又は生年月日(以下「住所等」といいます。)に変更があった際の情報を、警察庁が地方公共団体情報システム機構から提供を受け、運転者管理システム上で管理する利用者の住所等の情報を自動変更するサービス
- ⑤ お知らせ情報の受信  
免許証等の有効期限の接近、オンライン更新時講習の受講完了、住所変更ワンストップサービス等の手続の結果等を、マイナポータルのお知らせ機能で受信できるサービス

2 対象者

(1) マイナポータル連携

免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」といいます。)又は運転経歴情報記録個人番号カード(以下「マイナ経歴証明書」といいます。)を有する方

(2) 本サービスの対象者は、免許証やマイナ免許証、運転経歴証明書やマイナ経歴証明書の保有状況によって異なります。

- ① 免許情報等の確認  
・マイナ免許証を有する方(免許の効力が停止中又は仮停止中の方は利用できません。)  
・マイナ経歴証明書を有している方
- ② オンライン更新時講習の受講  
マイナ免許証を有する方(免許の効力が停止中又は仮停止中の方は利用できません。)
- ③ 本籍のオンライン変更  
マイナ免許証のみを有する
- ④ 住所変更ワンストップサービス等  
・マイナ免許証のみを有する方  
・マイナ経歴証明書のみを有する方
- ⑤ お知らせ情報の受信  
・マイナ免許証を有する方  
・マイナ経歴証明書を有する方

3 情報管理

- ・警察庁は、利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令に基づき適切に管理します。
- ・警察庁は、運転免許事務の適正な遂行を確保するために必要な範囲で、利用者の運転免許に関する情報をマイナポータルに提供します。
- ・警察庁及び都道府県警察が個人番号(マイナンバー)を収集することはありません。

4 マイナポータル連携の手続

マイナポータル連携には、以下のとおり、2回、署名用電子証明書の提出が必要です。手順どおりに行う必要がありますので注意してください。

- 1回目(マイナポータル連携の手続が可能な住所地の免許センター及び警察署(以下「住所地の免許センター等」と

います。)での署名用電子証明書の提出)

利用者の免許情報等と個人番号カード用署名用電子証明書の発行番号の連携を行うため、住所地の免許センター等で、マイナ免許証又はマイナ経歴証明書である個人番号カードに記録されている個人番号カード用署名用電子証明書を警察庁に提出していただきます。

なお、住所地の免許センター等で既に住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行っている方は、同手続を行った際に利用者の免許情報等と個人番号カード用署名用電子証明書の発行番号の連携が実施されていますので、本手続を行う必要はありません。

#### ○ 2回目(マイナポータルからの署名用電子証明書の提出)

マイナポータルにログインした後に、個人番号カードの券面事項入力補助用アプリケーション又はカード代替電磁的記録に記録された基本4情報(住所、氏名、生年月日及び性別)をマイナポータルを經由して運転者管理システムに送信した上で、再度、基本4情報を含む署名用電子証明書を警察庁が管理する運転者管理システムに提出していただきます。

この2回にわたる手続で提出された基本4情報が同一であることを確認できた後は、当該基本4情報を速やかに運転者管理システムから削除します。

なお、この際は個人番号カード用又は移動端末設備用署名用電子証明書の提出が可能です。

#### 5 マイナポータル連携に関する情報の引き継ぎ

以下の場合、マイナポータル連携に関する情報が引き継がれますので、再度、マイナポータル連携の手続を行う必要はありません。

- ・マイナ免許証を有していた際にマイナポータル連携の手続を行った方が、保有状況を免許証のみに変更した後、再度、マイナ免許証を保有した場合
- ・マイナ免許証を有していた際にマイナポータル連携の手続を行った方が、マイナ経歴証明書を保有した場合
- ・マイナ経歴証明書を有していた際にマイナポータル連携の手続を行った方が、保有状況を運転経歴証明書のみに変更した後、再度、マイナ経歴証明書を保有した場合
- ・マイナ経歴証明書を有していた際にマイナポータル連携の手続を行った方が、マイナ免許証を保有した場合

#### 6 解除手続

マイナポータル連携の解除は、マイナポータルから行うことができます。

解除後に再度、マイナポータル連携を行う場合、住所地の免許センター等での個人番号カード用署名用電子証明書の提出は不要ですので、マイナポータルから署名用電子証明書の提出を行えば連携手続は完了します。ただし、解除後に免許が失効し、又は取り消された後、再度、マイナ免許証を有することとなった際は、住所地の免許センター等での個人番号カード用署名用電子証明書の提出が必要な場合があります。

#### 7 禁止事項

本サービスの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本サービスを目的外で使用すること
- (2) 免許保有者本人以外が、本サービスを利用すること
- (3) 本サービスに対し、不正にアクセスすること
- (4) 本サービスの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること
- (5) 本サービスに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること
- (6) 他者のプライバシーを侵害する行為をすること
- (7) その他法令等に違反すると認められる行為をすること

#### 8 禁止行為に対する防御措置

警察庁及び都道府県警察は、7の禁止事項のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑う場合には、当該行為を行った利用者から収集した情報を抹消し、本サービスを停止する等必要な措置を行うことができるものとします。

#### 9 免責事項

- (1) 警察庁及び都道府県警察は、本サービスを利用したことで発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。ただし、警察庁及び都道府県警察の故意又は重大な過失によるものである場合は、この限りではありません。
- (2) 警察庁及び都道府県警察は、その裁量において、本サービス内容の変更、運用停止、中断等を利用者へ予告なく行うことができるものとします。また、これにより生じた、いかなる損害に対しても、一切の責任を負いません。
- (3) 警察庁及び都道府県警察は、利用者が使用するスマートフォン、パソコン等の障害、不具合、通信回線の損害、その他警察庁及び都道府県警察の責めに帰さない理由によるシステムの障害等により発生した利用者の損害及び

